

新宿区内障害者施設「短期入所」「日中ショートステイ」のご案内

介護をしている家族の休養や、病気・事故などで一時的に介護を受けられない障害者等を対象として、障害者総合支援法に基づく「短期入所」、地域生活支援事業の「日中ショートステイ」を行っています。

1 利用できる方は

それぞれ、障害福祉サービス受給者証（短期入所の支給決定のあるもの）、地域生活支援サービス受給者証（日中ショートステイの支給決定のあるもの）をお持ちの方です。

ただし、疾病のため医療機関に入院し治療を受ける必要がある方等、ご利用できない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

2 各施設の提供サービス等一覧

施設名	提供サービス (定員)			主たる対象者					
	短期入所	日中ショートステイ	緊急利用	身体障害	知的障害	精神障害	児童	利用年齢 (原則)	※2 医療的ケアを要する方
◆区立あゆみの家	1	1	無	○	○	×	△	宿泊 中学生以上 日中 小学生以上	×
◆区立障害者福祉センター	1	1	有	○	○	×	△	15歳以上	×
◆区立新宿生活実習所	2	2	有	△ 重複のみ	○	×	△	小学生以上	×
区立障害者生活支援センター	2	無	無	×	×	○	×	18歳以上	×
(社福) 邦友会 新宿けやき園	2	4	無	○	△ 重複のみ	×	△	宿泊 15歳以上 日中 6歳以上	要相談
(社福) 南風会 シャロームみなみ風	4	無	有	△ 重複のみ	○	×	緊急利用のみ	18歳以上 (緊急利用は概ね 小学5年生以上)	要相談
(NPO) こどもソテリア 東京四谷さんさんハウス	3	3	有	△	△	△	○	主に小・中学生 中心※応相談	×

3 ご利用方法

(1) 相談・申請（区役所2階 障害者福祉課）→受給者証を発行します。

短期入所に関しては「障害福祉サービス受給者証」を、日中ショートステイに関しては「地域生活支援サービス受給者証」を発行します。

受給者証の発行にあたっては、原則、障害支援区分の認定及びサービス等利用計画案の提出が必要となります。

※区立障害者生活支援センターを利用される場合の相談・申請窓口は各保健センターです。

(2) 施設との利用契約 施設ごとに利用契約が必要です。

利用の流れは、原則的には以下のとおりです。

利用したい施設へ相談 ⇒ 面接 ⇒ 施設で利用の可否判断 ⇒ 利用契約

*施設で利用の可否判断を行うために、体験的利用をお願いすることがあります。

*医療行為の必要な方等、契約できない場合がありますのでご了承ください。

*実費負担や持ち物等については、各施設の契約書、重要事項説明書などで確認してください。

(3) 施設への利用申し込み

交付された受給者証を持って、すでにご利用契約を済ませている施設に利用の申し込みをします。（原則電話での申し込みとなります。）

利用申し込みは、①利用したい日付②受給者証の内容（短期入所についての記載内容など）を施設に伝えて行います。詳しくは施設にご確認ください。

◆区立施設（あゆみの家・障害者福祉センター・新宿生活実習所）の場合

*利用したい日の属する月の2ヶ月前の月の1日（土日祝日の場合は翌開所日）の午前9時から、各施設で先着順に受け付けます。1回の申し込みでお受けするのは短期入所（宿泊）と日中ショートステイそれぞれ※1回分のみです。（※1泊2日も、3泊4日等の連泊も1回分です。）

*同日の午後1時から、2回分以降の申し込みを先着順に受け付けます。その際、短期入所及び日中ショートステイの申し込み回数の制限はありません。

*受付時間は、平日の午前9時から午後5時です。

区立障害者生活支援センター・新宿けやき園・こどもソテリアの場合

*利用したい日の属する月の2ヶ月前の月の1日（土日祝日の場合は翌開所日）から随時申し込みを受け付けます。

*受付時間は、平日の午前9時から午後5時です。

シャロームみなみ風の場合

*利用したい日の属する月の2ヶ月前の月の1日から15日の間に申し込みを受け付けます。希望日をお聞きしたうえで日程調整をし、後日ご連絡いたします。

*受付時間は、午前10時から午後5時です。

4 区立3施設（あゆみの家、障害者福祉センター、新宿生活実習所）の短期入所（宿泊）利用日数
上記、「2各施設の提供サービス等一覧」の◆の付いた区立の3施設は、原則合わせて年間25日（連続7日まで）利用できます。

また、区立施設ショートステイパスポートを発行します。（1泊2日は2日として数えます。）

なお、年間25日を超えての利用は、緊急利用に限ります。詳しくは、平日の午前8時30分から午後5時までに障害者福祉課支援係に、ご相談ください。

5 緊急利用について

利用できるのは、新宿区による短期入所の支給決定を受けた障害者等のうち次のいずれかに該当する方です。なお、緊急の場合でも、施設での受け入れが困難な場合がありますので、ご了承ください。

区 分	内 容
申込理由	<ul style="list-style-type: none">・介護者の疾病、事故、出産・介護者の親族等の疾病、事故、出産、通夜、葬式・その他上記に準ずるもの
申込方法	<p>・原則として、利用を開始する前日までに、以下のとおり申し込みをしてください。</p> <p>【原則】 平日の午前8時30分から午後5時まで 新宿区基幹相談支援センター（障害者福祉課支援係）へ</p> <p>・対象者：知的障害者、知的・身体重複障害者、概ね小学5年生以上の障害児</p> <p>※時間外につきまして</p> <p>・施設に直接ご相談いただき、空床や職員の配置が可能であれば利用できることもありますが、急な職員確保ができないこともありますので、なるべく開庁時にご相談くださるようご協力ください。</p>

6 医療的ケアについて

医療的ケアには対応できる範囲があり、座薬・経管栄養・夜間吸引・気管切開の管理・ガス抜き及び浣腸・バルーンカテーテル等を想定しています。

上記の医療的ケアを要する場合でも、本人の状況等により、施設での受け入れが困難な場合がありますので、施設（シャロームみなみ風・新宿けやき園）とご相談ください。

7 利用料金等（利用料金は下記表金額の3%）

生活保護世帯及び区民税非課税世帯の方の自己負担は無料です。区民税課税世帯の方については、下記金額の10%が自己負担となります。ただし、区では現在自己負担額を3%に軽減しています。

その他、食材料費等の実費負担があります。各施設との利用契約の際に重要事項説明書等でご確認ください。

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
成人	短期入所(ショートステイ)	5,428円	5,428円	6,213円	6,910円	8,360円	9,842円	
	日中 ショート	4時間未満	1,390円	1,390円	1,600円	1,780円	2,150円	2,530円
		4～8時間	2,790円	2,790円	3,200円	3,560円	4,300円	5,060円
		8時間以上	4,180円	4,180円	4,800円	5,330円	6,450円	7,590円
児童	短期入所(ショートステイ)	5,428円	6,561円	8,360円				
	日中 ショート	4時間未満	1,390円	1,690円	2,150円			
		4～8時間	2,790円	3,380円	4,300円			
		8時間以上	4,180円	5,070円	6,450円			

※あくまでも目安の数字です。

8 その他

このリーフレットは、区内障害者施設の利用について説明しています。

区外施設の利用については、直接利用を希望する施設にご相談ください。

9 お問い合わせ先

(1) ご利用者が身体障害者、知的障害者、児童の場合

施設名	電話	所在地
新宿区基幹相談支援センター (福祉部障害者福祉課支援係)	電話 5273-4583 FAX 3209-3441	歌舞伎町1-4-1
区立あゆみの家	3953-1230	西落合 1-30-10
区立障害者福祉センター	3232-3711	戸山 1-22-2
区立新宿生活実習所	5229-5851	細工町1-3(R6.9月まで)
区立障害者生活支援センター	5937-6821	百人町4-4-2
(社福) 邦友会 新宿けやき園	3367-1601	百人町4-5-1
(社福) 南風会 シャロームみなみ風	5579-8412	弁天町32-6
(NPO) こどもソテリア東京四谷さんさんハウス	080-9153-0033	四谷1-10-5

(2) ご利用者が精神障害者の場合

施設名	電話	所在地
区立障害者生活支援センター	5937-6821	百人町4-4-2
牛込保健センター	3260-6231	矢来町6(R6.9月まで)
四谷保健センター	3351-5161	三栄町25
東新宿保健センター	3200-1026	新宿7-26-4
落合保健センター	3952-7161	下落合4-6-7